平均売上金額の 100 分の 10 に相当する金額を超える試験研究費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が令和元年改正前租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第７項に規定する平均売上金額の 100 分の 10 に相当する金額を超える試験研究費の額に係る所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

１　記載要領

⑴　「②」欄には、**『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』**の「⑤」欄の金額を記載します。

⑵　「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※１）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{ｉ＋ⅱ（※２）}}$$

ｉ…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ⅱ…総合課税の長期譲渡所得の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の５の５までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法 41、41 の３の２）、政党等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の３）、住宅耐震改修特別控除（旧措法 41 の 19 の２）、住宅特定改修特別税額控除（旧措法 41 の 19 の３）、認定住宅新築等特別税額控除（旧措法 41 の 19 の４）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法 165 条の６）及び旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条から第 10 条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※２　上記の算式中の分母の「ｉ＋ⅱ」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

⑶　「⑪」欄には、**『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』**の「⑧」欄のＢの金額を記載します。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

旧措法第 10 条第７項、令和元年改正前附則 29